

日弁連委員会ニュース

7月号 CONTENTS

国際室たより	1・2面	貧困問題対策本部ニュース	5面
公設事務所・法律相談センターニュース	3・4面	JFBA PRESS番外編	6面



No. 23

編集: 日本弁護士連合会
国際室

ILO(国際労働機関) ジュネーブ本部 勤務報告

私は、8年間の弁護士実務を経て、昨年9月より、国連の専門機関であるILO(国際労働機関)ジュネーブ本部・国際労働基準局で勤務を始めた。

ILOは、1919年の設立以来、政府・労働者・使用者の三者構成からなる国際労働総会で、条約及び勧告等を採択し、国際労働基準を策定している。2011年6月現在で、その数は、189の条約、201の勧告に及ぶ。労働に関するあらゆる権利的・技術的问题をカバーしていると言えるが、社会状況の変化や技術的発展に対応するため、これまで採択された国際労働基準の見直し作業も行われている。

国際労働基準は実施されてこそ意義があるが、加盟国による国際労働基準の履行状況を監視するため、ILOは様々な手続きを設けている。監視手続きのなかでも、加盟国政府は、その批准した条約について、一定の期間ごとに、履行状況の報告書を提出することを求められる(ILO憲章22条に基づく)。結社の自由、強制労働、児童労働、雇用平等に関する基本条約及び、雇用政策等に関する条約については原則として2年ごと。2012年からは3年ごと。それ以外の条約については原則として5年ごと)。政府報告書は、20名の独立した専門家からなる条約勧告適用専門家委員会(現在、横田洋三・中央大学法科大学院元教授が委員長を務める)が審査を行い、必要な情報提供を求める「direct request直接請求」及び、法令の改正など適切な国内的措置を採ることを求める「observation見解」の二種類か

らなるコメントを政府宛てに出す。

このような国際労働基準の策定及びその履行状況の監視手続きの事務局が、国際労働基準局である。その職員である私たちの主な仕事は、専門家委員会のためのリサーチ及び委員会のコメントのドラフトである。具体的には、政府報告書や関係法令の束ねられたファイルを基礎に、各国の国内法を調査したり、政府報告書やそれに対する労使団体の意見書に記載される、実務的適用に関する情報を収集したりする。そのうえで、法令及びその実務的適用に関し、各条約の条文と齟齬がないかを精査するのである。直接請求ないし見解のドラフトにあたっては、条約上の義務の不実施が見受けられる場合にも、ただちに「違反がある」と指摘するのではなく、あくまでも、国内で自主的措置がとられるよう促す。加盟国との



チームの上司・同僚たちと筆者(中央)。
向かって右後ろに積まれているのが、担当する国別・条約別のファイル

対話を通じた改善を求めるのがILOの監視のあり方である。

国際労働基準局は、法曹からなる専門スタッフと事務スタッフを合わせて約70名の職員があり、条約の主題ごとにチームに分かれている。法律という共通言語を有するとはいえ、多国籍の環境で働くことは容易ではない。考えを伝えたいとき、外交的修辞を使うと「結局何が言いたいのか」と追及を受けるし、かといって、単刀直入にはっきり説明したりすると、「率直すぎる、ぶっきらぼうだ」と受け止められてうまくいかなかったりする。

ILOの公用語は、英語、フランス語、スペイン語であり、私のように英語のみを使用する者は少数派だ。部署内文書の読解、法令調査、会議への参加、事務スタッフとのコミュニケーションでは、フランス語の理解も相当程度求められるため、勤務開始前の早朝にフランス語教室に通い、日常生活ではできるだけフランス語でのコミュニケーションを心がけている。

「国際公務員」であるからには、出身国の利害に中立を保つのみならず、自國への愛着や思慕にも職業的距離を置くことを求められるが、その葛藤のなかで、常に自分のアイデンティティーを問われるようと思う。

ヨーロッパの歴史と風土に根ざした本部であることを実感するたびに、アジア地域、そして日本のバックグラウンドを持つ自分がここにいる意義を想起する。

履行監視手続きに携わることで、各国の労働基準の進展や実務の改善に貢献することを志しているが、ILOの理念として掲げられる社会正義の実現は、国内法曹たちの活躍と、改革を訴求する人々の力によるところが大きいことを国内実務を離れて改めて実感し、畏敬の念を抱く。私は、日本の弁護士であることの誇りに支えられながら日々仕事をしている。

(東京 大村 恵実)

ILO(国際労働機関) 駐日事務所 インターンシップ体験記

2011年4月中旬から3か月間の予定で、国際労働機関(ILO)駐日事務所でインターンシップを体験中です。これは、ILO駐日事務所のご協力のもと、日弁連が行った公募企画への参加です。同事務所が日本の法曹関係者をインターンとして受け入れるのは、昨年(2010年)9月開始の司法修習生の受け入れに続く、新しい試みです。現在、59期2名、60期1名の弁護士がお世話になっていますが、同事務所の職員総数が8名であることを思えば、同時に3名に機会を共有させてくださっていることに感謝いたしております。

ILO駐日事務所の主な役割は、ILO本部やアジア諸国をはじめとする諸地域と日本とのリエゾン機能です。例えば、同事務所では、5月中旬に、来たるILO総会の事前準備の一環として、日本から参加を予定している政・労・使の各関係者を招き、総会議題の一つ(社会保障)について、本部の専門家による議題説明と意見交換のためのセミナーを催しました。そこでは、日本の政府関係者に加え、労・使の各関係者にも積極的な発言の機会があり、ILOの伝統である三者構成主義のダイナミズムの一端にふれることができ、感動を覚えました。

インターンが行わせていただく業務の例は、総会前に事務局が準備する資料に基づき、総会議題の概要を作成すること、国際基準と国内制度の比較に関する本部への提出資料を作成すること、本部の広報資料の和訳、本部への報告案件となっている判例の英訳等ですが、いずれも弁護士にとって重要な研鑽

事項です。

ところで、私は、次の2つの動機で、このインターンシップに応募しました。①今年3月末までの2年間、任期付公務員として、二国間の経済連携協定(EPA)交渉に携わるなかで、国際機関に係る業務を担当する公務員らと協働で仕事を進めることができた経験から、国際機関の仕事を肌で感じてみたいと常々希望していましたこと、また、②EPA交渉という貿易交渉の現場に身を置きながら、いわゆるグローバル化が雇用等の社会的側面に及ぼす影響について考えるための指針を探していたとき、ILOの活動を理解したいと希望するようになったことです。限られた期間ではありますが、これら2つの動機との関係でも有意義な機会をいただいており、ILO駐日事務所の皆様のご理解とご協力、そして日弁連の国際室はじめ諸先輩のお導に深く感謝しています。

(第一東京 田中 佐知子)

英國の法律扶助とABSに関するソリシターの最近の動き

ABSについて

英国のイングランド及びウェールズでは、2011年10月から、ソリシターの法律事務所に法律専門職でない者が参画する事務所形態(altenative business structure、以下本稿において「ABS」という。)が新たに可能となる。イングランド及びウェールズでは、これまで、ソリシターとバリスター・アソシエイトや会計士などの隣接職種等とが共同で経営する法律関連専門職共同事業(legal disciplinary practice、以下本稿において「LDP」という。)が可能であった。しかし、2010年9月末日の時点でLDPの形態を選択していたのはわずかに304事務所に過ぎず、半数近くがパートナー2人から4人の小規模事務所であった。

ABSにおいては、LDPと異なり、非法律家が法律事務所に出資することもできるし、事務所の経営者となることもできるため、その影響はLDPよりも大きいとする意見も多い。ABSを認める法律が成立する過程で、一般企業が法律事務分野に参入することを可能とすることの是非が激しく議論され、同国の典型的なスーパー・マーケットであるTESCOが法律分野に参入するイメージが強まったために、この法律は一般に「TESCO法」と呼ばれている。このような議論を反映して、不適切な者がABS事務所に出資したり経営に関与することにより依頼者の利益を害

することを避けるため、ABS事務所に出資し、又は経営者になろうとする者は、適性テストをクリアしなければならないこととされた。

ABSの導入に対するソリシターの考えについては度々調査が行われてきている。それによれば、ABSの導入により最も業務に影響を受けると思われる、一般民事事件を取り扱う法律事務所の中には、導入に備えて他の事務所と合併の話し合いを始めたり、外部資金の導入について投資家と具体的な話を始める事務所がある一方で、事務所の業務に大きな影響がないと楽観視する事務所も多いようである。

この夏からABSの設立認可申請が開始される。

法律扶助をめぐる動き

現在、法律扶助については、予算額を削減する動きがあり、また法律扶助事件を受任できる契約事務所の選定は、契約事務所数を減らして1事務所当たりの受任件数を増やす方針で行われている。

まず法律扶助予算の削減については、政府は現在の額である21億ポンドから3.5億ポンドを削減する方針である。これを実現するため、民事事件・刑事事件いずれについても、法律扶助を受けられる事件の類型を制限する提案がされ、意見聴取が行われた。

ソリシターの弁護士会であるロー・ソサイエティは、これらの予算の削減や扶助対象事件の縮小に一貫して反対の立場を取っているが、政府の方針を覆すには至っていない。

また、法律扶助事件を受任することができる契約事務所の数を減らし、1事務所当たりの受任件数を増やす方針により、2010年秋の契約更新時に契約の更新を受けられなかった事務所や扶助額を大幅に減らされた事務所が相当数に上った。同国では、契約事務所の経営が法律扶助に依存していることが多く、契約を維持できるか、扶助額がいくらであるかは死活問題であった。このような事務所の不満の声を代表して、ロー・ソサイエティなどは、法律扶助の契約事務所選定手続に問題があり選定は無効であるとして裁判所に提訴し、勝訴した。その結果、選定は無効とされ、従来の契約事務所が当面その地位を維持することとなった。

法律扶助を専門とする事務所はこのような政府の方針に独自に対応する動きも見せている。たとえば、法律扶助専門事務所の中で最大規模の事務所は、他の事務所からソリシターを採用してさらに規模を拡大するとともに、ABSの導入に備えて外部の資金提供者との話し合いを始めているとのことである。

これらの動きにより、とりわけ小規模の法律扶助事件を取り扱う事務所は大打撃を受けると見込まれており、2011年初めに行われたある調査では、およそ半数の事務所が閉鎖に追い込まれるおそれがあるということである。また、法律扶助対象の縮小により、ソリシターに報酬を支払えない依頼者が裁判所に本人出頭するケースが続出して裁判所の処理能力を超えることも予測されている。これらを解決するために、政府は家事事件で調停前置主義を導入しようとしているが、子の利益に関する問題を両親の話し合いで決めることには反対論が多く、実現は不透明である。

(嘱託 片山 有里子)

日弁連推薦留学制度 2012年度 派遣者募集 開始!!

本留学制度のポイント!!

★対象

公益弁護士を支援する制度ですので、人権擁護・消費者・環境・女性・障害者・司法制度・刑事司法・少年司法・情報公開・国際人権や、国際司法支援等の分野での活動実績があり、これに関連した研究テーマを有している方が対象となります。

★英語力

客員研究員の場合、留学するまでに研究成果をあげるために必要な英語力をつけることが期待されていますが、LLMへの留学ほど英語力が厳しく問われることはございません。エセックス大学のLLMの場合も、同大学が指定する英語力を満たす必要がありますが、「学期開始前まで」と優遇されています。

応募締切: 8月31日(水)

日弁連にはニューヨーク大学ロースクール(NYU)、カリフォルニア大学バークレー校(UCB)、イリノイ大学ロースクール(UIUC)、そしてエセックス大学ロースクールとの間で、日弁連が推薦する弁護士を客員研究員として受け入れる制度があります(エセックス大学のみLLMの学生としての受け入れも可)。

★年齢

留学というと、比較的若い方が行かれるイメージがありますが、本留学制度では、興味ある公益活動の研究をしていただくことになりますので、年齢を問いません。

★費用

各校で費用、滞在費が必要になりますが、客員研究員の場合、通常のロースクール留学に比べ、相当安価な金額で留学することが可能です。

★支援費

留学期間中に会員資格を失わず、留学終了後に報告書を提出し、「自由と正義」等で研究成果を発表することを条件として、金100万円の支援費が支給されます。

募集要項・支援費支給要件等の詳細は日弁連ホームページを御参照ください
http://www.nichibenren.or.jp/ja/kokusai/kaiin/america_ryugaku.html

次期ミネソタ州 法曹協会会长の 表敬について

2011年4月21日、Mr. Brent E. Routman(次期ミネソタ州法曹協会会长)が来会し、宇都宮健児会長を表敬訪問した。震災被災者に法的支援を提供している日弁連の活動を可能な限り支援するに際して、どのような支援が必要かについて話し合った。



宇都宮会長による被災地訪問の説明を聞く、Brent次期ミネソタ州法曹協会会长(左)